

令和7年度 松本市保育料（利用者負担額）等について

1 保育料（利用者負担額）についてのお知らせ

- (1) 令和7年4月から、第2子以降の3歳未満児の保育料が無償になります。
- (2) 保育料は、世帯（家計の主宰者（原則ご両親））にかかる市民税額、お子さんの年齢（その年度の4月1日現在の満年齢）、兄弟姉妹の状況等によって決定します。
令和7年度の保育料は、8月分までを令和6年度市民税額、9月分以降を令和7年度市民税額で算定します。市民税額は、調整控除と定額減税を除く**税額控除を加算した額**により算定します。
- (3) また、お子さんが世帯の出生順の何番目かにより保育料が変わります。子どもの数え方は、保護者と同一生計のうち、年齢の高い順に第1～3子と数えます。
- (4) ひとり親・障がい世帯とは、ひとり親世帯の減免が認められる世帯及び在宅障がい児（者）がいる世帯を指しています。
- (5) 延長保育料については、各種軽減は適用されません。

2 満3歳以上児について

- (1) 4月1日時点で満3歳以上児の保育料は、無償です。一方で、副食費、延長保育料、緊急延長保育料は無償化の対象外です。
- (2) 延長保育料は、満3歳未満児と同額です。

3 副食費について（3歳～5歳児のみ）

- (1) 月の給食提供日数に関わらず、公立保育園の副食費は**月額4,500円**、公立幼稚園の副食費は**月額3,000円**です。
私立施設の副食費徴収額、徴収方法等は各施設が定めます。
 - (2) **以下のア～ウに当てはまる場合、副食費が免除されます。**
 - ア 1号（特別利用保育を除く）で出生順（小学校3年生以下と特定の施設※に在籍している子どものうちの出生順）が第3子以降の子ども、又は住民税所得割額が**77,101円未満**の世帯の子ども
 - イ 2号で同時通園の出生順（特定の施設※に在籍している小学校就学前の子どものうちの出生順）が第3子以降の子ども、又は住民税所得割額が**57,700円未満**（ひとり親世帯等については77,101円未満）の世帯の子ども
 - ウ 特別利用保育で同時通園の出生順（特定の施設※に在籍している小学校就学前の子どものうちの出生順）が第3子以降の子ども、又は住民税所得割額が**77,101円未満**の世帯の子ども
- ※ 「特定の施設」とは、保育園（子ども・子育て支援新制度対象の施設）、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部（松本盲学校、松本ろう学校）、児童デイサービス（しいのみ学園、療育センターらいふ・みらい）、地域型保育事業に係る施設（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）、企業主導型保育事業の助成を受ける施設を指しています。
- (3) 感染症等の理由によって、公立保育園で保育の一時停止又は公立幼稚園で休園した場合（食事が提供されない日を除き、連続して6日以上）は、副食費の減免を受けられます。翌月15日までに申請を行ってください。なお、余暇や家庭の都合等による欠食は減免の対象外です。
私立施設については、各施設へご確認ください。

4 特別利用保育について

- (1) 年齢、階層等に関わらず**月額8,000円**の利用者負担額となります。
- (2) 副食費は月額4,500円です。

満3歳未満児の2・3号認定子ども保育料（利用者負担額）徴収基準額表

（単位：円）

市町村民税所得割額 57,700円未満の世帯

		満3歳未満児				延長保育料 (月額・30分毎)
		第1子		第2子以降		
階層	定 義	短時間	標準時間	短時間	標準時間	
A	生活保護世帯等	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	
C	市町村民税均等割のみ	6,000	7,050	0	0	350
D1	市町村民税所得割額 48,600円未満	6,400	7,450	0	0	
D2の一部	48,600円以上 ～ 57,700円未満	9,000	11,100	0	0	700

ひとり親・障がい世帯
市町村民税所得割額 77,101円未満の場合

		第1子		第2子以降		延長保育料 (月額・30分毎)
階層	定 義	短時間	標準時間	短時間	標準時間	
A	生活保護世帯等	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	
C	市町村民税均等割のみ	2,500	2,500	0	0	350
D1	市町村民税所得割額 48,600円未満	2,500	2,500	0	0	
D2	48,600円以上 ～ 69,300円未満	2,500	2,500	0	0	700
D3の一部	69,300円以上 ～ 77,101円未満	2,500	2,500	0	0	

市町村民税所得割額 57,700円以上の世帯

		第1子		第2子以降		延長保育料 (月額・30分毎)
階層	定 義	短時間	標準時間	短時間	標準時間	
D2の一部	市町村民税所得割額 57,700円以上 ～ 69,300円未満	18,000	22,200	0	0	700
D3	69,300円以上 ～ 97,000円未満	24,500	28,700	0	0	
D4	97,000円以上 ～ 133,000円未満	37,000	41,200	0	0	
D5	133,000円以上 ～ 169,000円未満	39,500	44,300	0	0	800
D6	169,000円以上 ～ 235,000円未満	45,300	51,900	0	0	1,100
D7	235,000円以上 ～ 301,000円未満	51,000	57,600	0	0	
D8	301,000円以上 ～ 397,000円未満	54,000	60,600	0	0	
D9	397,000円以上	56,000	62,600	0	0	

※4月1日現在の満年齢で決定します。
 ※延長保育料は満3歳以上児も同額です。